

第75期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 会社の体制及び方針
2. 連結注記表
3. 個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

八洲電機株式会社

上記書類は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

1. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①当社及びグループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループ各社とともに、市民生活との調和を図りつつ、公正かつ適切な経営を実現するため、法令、定款及び社会規範・倫理（以下、「法令等」と総称する。）並びに「経営理念」及び「八洲グループ行動規範」の遵守を徹底するとともに、その浸透を図る。

ロ. 当社は、当社及びグループ各社の取締役（当社の上席執行役員を含む。以下、同じ。）及び従業員（執行役員を含む。以下、同じ。）の職務の執行が法令等並びに「経営理念」及び「八洲グループ行動規範」に適合することを確保し、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会（委員長：当社代表取締役社長）の運営と社内教育を行う。

ハ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社及びグループ各社の従業員が、当社及びグループ各社における法令等の違反を含むコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合に、当社又はグループ各社のコンプライアンス担当部署及び当社監査等委員会並びに外部通報窓口に通報する内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為の早期発見と是正を行うとともに、通報者の保護に特段の配慮をする。

ニ. 当社内部監査部署は、当社及びグループ各社の職務の執行が法令等に適合しているかにつき内部監査を行い、改善すべき事項を明確にした上で、助言や勧告を行うとともに、監査結果について社長及び監査等委員会に報告する。社長は、担当する取締役及びグループ会社社長にその改善を指示するとともに、当該会社が当社の場合は監査等委員会、グループ会社の場合は当該グループ会社の取締役会及び当社監査等委員会に報告する。

ホ. 当社は、グループ各社とともに、金融商品取引法に対応するため、財務報告に影響を与える可能性のある勘定科目及び拠点を選定し、その業務プロセス等の整備・運用状況を評価し、財務報告の適正性及び信頼性を確保する。

ヘ. 当社及びグループ各社の取締役は、職務執行確認書を作成することにより、その職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、これを当社監査等委員会に提出し、当社グループにおける取締役の職務執行監督及び当社監査等委員会の監査に供する。なお、グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社における職務執行の適法性を担保するために、当社社長宛にコンプライアンス宣誓書を提出する。

②当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項は、「文書管理規程」に従って行い、取締役及び監査等委員会は、かかる情報を常時閲覧可能とする。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ各社とともに、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会（委員長：当社代表取締役社長）を中心として、当社及びグループ各社の経営に影響を及ぼすおそれのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価するとともに、リスク管理体制をなお一層整備する。なお、リスク管理体制の整備には、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合にも対応できる体制を含む。

④当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社及びグループ各社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的な意思決定を行う。なお、当社は、取締役会を月1回以上開催する。

ロ. 当社及びグループ各社は、取締役会において経営機構、代表取締役及びその他の職務執行を担当する取締役の職務分掌を定め、代表取締役及び各職務担当取締役に職務の執行を行わせる。

ハ. 当社及びグループ各社は、業務執行取締役等で構成される経営会議等を設置し、職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から定期的に協議し審議する。なお、当社は、経営会議を月1回以上開催する。

ニ. 当社は、グループ各社とともに、グループとしての中期経営計画を策定し、これを具体化するため、毎事業年度ごとにグループ全体の予算方針及び重点戦略等を定める。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理について、「関係会社等管理規程」に基づき適切に推進する。また、当社は、グループ各社への内部監査を実施し、グループ各社の業務全般にわたる適正性を確保する。

⑥当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. グループ各社は、「関係会社等管理規程」の報告事項に定めた決算書、経営計画書、月次決算書、その他必要と認められた書類について定期的に当社へ報告を行う。

ロ. 当社は、グループ各社の社長が出席するグループ会社報告会を定期的に開催するとともに、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、グループ各社の社長は、当該事象について当社社長及び関係取締役に報告を行う。

⑦当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する専属の部署（以下「監査等委員会担当部署」という。）を設置する。また、当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役を必要とするときは、当該取締役に申し出ることとし、さらに、そのほかに補助者を必要とするときは、補助者となるべき従業員の所属する部署の担当取締役にその旨を連絡し、当該取締役は速やかに必要な措置を講じる。

⑧前項の取締役及び従業員の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会担当部署に所属の従業員及び前項により職務を補助することとなった従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑨第7項の取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会担当部署に所属の従業員及び第7項により職務を補助することとなった取締役及び従業員は、その職務を補助する限りにおいて監査等委員会又は監査等委員の指揮命令に従わなければならない。

⑩当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

イ. 当社は、監査等委員会と協議の上、取締役及び従業員が監査等委員会に報告すべき事項を「取締役会規程」で定める。なお、取締役は、その定められた事項について監査等委員会に報告するとともに、その他、当社又はグループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。

ロ. 当社の取締役及び従業員並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員会からその職務の執行に資する情報について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会への報告を行った前項の者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に、並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。

⑫当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当社が監査等委員会の職務の執行に必要でないと証明をした場合を除き、処理するものとする。

⑬その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、監査等委員会に対し、重要な決裁書類を供覧し、監査等委員会がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。

ロ. 当社は、監査等委員会及び監査等委員が、取締役又は会計監査人との間で、意見及び情報の交換を行う場を提供する。

⑭反社会的勢力との関係を遮断するための体制

イ. 当社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、グループ各社とともに、反社会的勢力との関係遮断を遂行するための体制をとる。また、取引先については、取引開始時及び必要の都度、反社会的勢力でないことを確認する。

ロ. 当社は、グループ各社とともに、反社会的勢力には毅然とした対応をするが、反社会的勢力又は反社会的勢力の疑いがある者との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談して、社会的非難を受けることがないように適切に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当社及びグループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及びグループ各社の取締役（当社の上席執行役員を含む。以下同じ。）及び従業員（執行役員を含む。以下同じ。）は、業務遂行にあたり社会的責任を深く自覚し、関係法令・定款・会社規程を遵守するとともに、社会倫理に適合した行動をすべく「八洲グループ行動規範」を定め、社内イントラネットへの掲載やリーフレットの役員・従業員全員への配布を通じ周知徹底を図り、コンプライアンス意識の啓発に努めております。
 - ロ. 当社の業務執行取締役及び社外取締役1名並びに主要グループ会社社長をメンバーとするコンプライアンス委員会(委員長:当社代表取締役社長)を半期に1回開催し、当社及びグループ会社のコンプライアンス活動の進捗状況を確認・審議し、コンプライアンス諸施策の向上を期しております。
 - ハ. 内部通報制度については、「内部通報規程」に基づき、グループ会社を含めた社内通報窓口（当社監査等委員会を含む。）と社外通報窓口(指定弁護士事務所)を設置し、通報者が利用しやすい環境を整え、通報案件に適切に対応するとともに、通報者の保護にも特段の配慮をしております。
 - ニ. コンプライアンス推進年度計画に基づき、年間教育スケジュールを定め、全従業員を対象とした教育研修を実施しており、今後も継続していく考えです。
 - ホ. 監査部が、年間監査計画に基づき、当社及びグループ会社を対象に法令・定款・会社規程等の遵守状況を監査しており、その監査結果に基づく改善措置等のフォローアップを実施することで、業務改善の実効性確保に注力しております。
- ②当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等取締役が出席した重要会議に関する資料及び議事録、取締役が職務執行に関して決裁した稟議書等の各種文書について、「文書管理規程」に基づき、総務部にて安全かつ適切に保存・管理しております。
- ③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」及び「危機管理細則」を制定し、半期ごとに開催するリスク管理委員会(委員長：当社代表取締役社長)にて、対応すべきリスクの抽出、対策、効果の確認を検証しております。
 - ロ. BCP(事業継続計画)の効果的運用を図るため、定期的な点検・見直し及び教育・訓練を毎年実施しております。
- ④当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及びグループ各社は、それぞれ定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の定期的な業務執行状況の報告等を通じて、相互に取締役の職務執行を監督しております。
 - ロ. 中期経営計画策定委員会において、第14次中期経営計画(2016年度～2018年度)を策定し、2016年3月度取締役会にて同中期経営計画を決定しました。2018年3月度の取締役会において中期経営計画の進捗状況等を審議した結果、対象期間を2019年度までとして1年延伸することを決定し、2019年3月度の取締役会にて、その進捗状況等について審議しました。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社からグループ各社に対し取締役・監査役を派遣し、適正な業務執行を監督するとともに、当社監査部による内部監査の実施、グループ会社報告会等グループ会社との定例会議の開催、当社主催のコンプライアンス教育・研修会開催等を実施しております。

⑥当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社取締役会や経営会議及びグループ会社報告会等グループ会社との定例会議等にて定期的に各グループ会社から報告を受けております。

ロ. グループ各社でのその他重要事項があった場合は、当該グループ会社社長が当社代表取締役社長並びに関係取締役へ都度報告しております。

⑦当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

当社監査等委員会から、その職務を補助すべき取締役が必要との要請を受けていないため、当該取締役は設置しておりません。また、監査等委員会の職務を補助すべき専属部署として、監査等委員会の直轄下に監査等委員会業務課を設置した体制を整えております。

⑧前項の取締役及び従業員の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の取締役は、該当事項がありません。また、前項の従業員は、監査等委員会の指示命令で職務を行っており、当該従業員の異動・評価については、監査等委員会に意見聴取し、事前の同意を得ております。なお、懲戒処分事案はありませんでした。

⑨第7項の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役の執務場所と同じ職場に常駐し、監査等委員会又は監査等委員の指示命令に従い、職務を行っております。また、監査等委員会が監査等委員会業務課に所属する従業員以外の従業員の補助が必要であると判断した際には、監査等委員会が都度当該従業員の所属する部署の担当取締役に要請し、当該取締役は速やかに当該従業員に対して監査等委員会の職務を補助すべき旨を指示しております。

⑩当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社取締役会にて「取締役会規程」に則り、毎月所定事項を報告しているとともに、監査等委員会からその職務の執行に係る報告を求められた場合は、関係部門より随時報告しております。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ会社も含めた取締役、従業員及びグループ会社監査役に対し、当社監査等委員会に報告を行なったことにより、不利な取扱いを行なうことを禁止しており、万が一そのような事象が発見された場合は、直ちにその行為を中止させるとともに、不当行為当事者へは、就業規則に従い懲戒処分することとしています。

⑫当社監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員からの職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用請求については、毎年一定額の予算を計上しており、監査等委員からの職務の執行について生ずる費用の請求については、当社が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと証明した場合を除き、適切なものと判断して処理しております。

⑬その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会が十分な監査を実施しうる環境を整えるために、業務執行に係る重要書類を選定監査等委員が常に閲覧できる体制を整えております。
- ロ. 監査等委員は取締役会に出席するほか、監査等委員である社外取締役1名がコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席し、また、その他の重要な会議等の審議状況・結果等については、業務執行取締役等出席者から必要な情報を受けております。
- ハ. 監査等委員会及び監査等委員は、代表取締役社長、関係業務執行取締役又は会計監査人と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行の監査及び内部統制の状況について確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、安全性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を目指してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2019年5月15日開催の取締役会の決議により、1株当たり20円と決定させていただきました。

⑭反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社及びグループ各社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たない体制をとっておりますが、反社会的勢力との接触が生じた場合は、直ちに所轄の警察署の指導、顧問弁護士への相談、コンサルティング会社の助言等を受け、毅然たる態度で要求を拒否することとしております。なお、今年度においては、該当事案は発生していません。

2. 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

(株)ヤシマ・エコ・システム、八洲産機システム(株)、ヤシマコントロールシステムズ(株)、
八洲環境エンジニアリング(株)、八洲情報システム(株)、八洲電子ソリューションズ(株)、
(株)中国パワーシステム、(株)西日本パワーシステム、(株)三陽プラント建設、八洲ビジネスサポート(株)

なお、八洲情報システム(株)及び(株)西日本パワーシステムは新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。また、(株)三陽プラント建設は株式取得により子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

八禧洲(上海)电机商贸有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(5) 開示対象特別連結子会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

非連結子会社の名称

八禧洲(上海)电机商贸有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商品

総平均法

ロ. 原材料

最終仕入原価法

ハ. 未成工事支出金

個別法

ニ. 仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び工事売上原価の計上基準

工事売上高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

6年間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、ご参考として表示している前連結会計年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」（前連結会計年度392百万円）及び「固定負債」の「繰延税金負債」（前連結会計年度45百万円）を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」575百万円に含めて表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「売上債権売却損」（当連結会計年度0百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物	2,891百万円
土地	29百万円
合計	2,921百万円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金	1,250百万円
-----------	----------

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

	1,739百万円
--	----------

3. 包括代理受注契約に基づく取引残高

未収入金	2,020百万円
未払金	2,614百万円

包括代理受注契約とは、請負者の代理人として契約する取引であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,782,500株	－株	－株	21,782,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	390	18.00	2018年3月31日	2018年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	431	20.00	2019年3月31日	2019年6月5日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や格付の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少であります。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は当社新本社ビル建替えに係る資金調達であります。なお、金利は固定金利を採用しており、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、調査部門が各得意先の信用状態に関する資料を集中管理し、取引上の参考に資するとともに必要事項を関係部署に伝達することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）を参照ください）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	8,662	8,662	－
(2)受取手形及び売掛金	27,546	27,546	－
(3)電子記録債権	4,370	4,370	－
(4)未収入金	2,095	2,095	－
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	251	251	0
②その他有価証券	2,490	2,490	－
資産計	45,415	45,416	0
(1)支払手形及び買掛金	26,506	26,506	－
(2)短期借入金	695	695	－
(3)未払金	3,151	3,151	－
(4)未払法人税等	554	554	－
(5)長期借入金	140	137	△2
負債計	31,047	31,044	△2

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、(4)未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	50	50	0
社債	201	201	0
合計	251	251	0

- ② その他有価証券の当連結会計年度の売却額は30百万円であり、売却益の合計額は22百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,258	571	686
小計	1,258	571	686
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	220	235	△14
債券	1,010	1,024	△14
小計	1,231	1,260	△28
合計	2,490	1,832	658

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

この時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0
子会社株式	3

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	568	—
受取手形及び売掛金	27,546	—
電子記録債権	4,370	—
未収入金	2,095	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券（国債・社債）	150	100
合計	34,731	100

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内
短期借入金	695
長期借入金	140

(注) その他の有利子負債の長期預り保証金については、取引先と当社との間で債権等の弁済を担保するため返済期限が定まっておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の金額的重要性が低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	913円52銭
2. 1株当たり当期純利益	85円01銭

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 (株)三陽プラント建設

事業の内容 受変電設備や各種プラント工事の設計・施工等

②企業結合を行った主な理由

(株)三陽プラント建設は、受変電設備・上下水道設備等の各種プラント設備の建設を主たる事業としており、企画設計から現地での施工までを行い、専門的な知識・技術に加え、経験によって習得したノウハウを持つ会社です。株式取得により、プラント事業を中心に、当社グループのソリューション・エンジニアリング力をさらに強化できることや、当社が長年培ったお客様との信頼関係と(株)三陽プラント建設の技術力をもって従来より幅広いトータルソリューションを提供できること、また、様々なシナジー効果が中長期的に見込まれることなどを総合的に勘案し、(株)三陽プラント建設を子会社化することとしました。

③企業結合日

2018年4月2日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更は有りません。

⑥取得した議決権比率

取得前の議決権比率 ー%

取得後の議決権比率 89.1%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2018年4月1日から2019年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 137百万円 |
| <hr/> | | |
| 取得原価 | | 137百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 3百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ①発生したのれんの金額
131百万円
 - ②発生原因
将来における超過収益力によるものであります。
 - ③償却方法及び償却期間
6年間にわたる均等償却

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品

総平均法

②未成工事支出金

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び工事売上原価の計上基準

工事売上高の計上は当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、ご参考として表示している前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」(前事業年度252百万円)及び「固定負債」の「繰延税金負債」(前事業年度207百万円)を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」45百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物	2,891百万円
土地	29百万円
合計	2,921百万円

(2) 担保付債務

買掛金	1,250百万円
-----	----------

2. 資産から直接控除した減価償却累計額	586百万円
----------------------	--------

3. 偶発債務

関係会社の支払債務に対して債務保証を行っております。

八洲産機システム(株)	3,436百万円
八洲電子ソリューションズ(株)	382百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	694百万円
短期金銭債務	1,340百万円

5. 包括代理受注契約に基づく取引残高

未収入金	1,284百万円
未払金	1,877百万円

包括代理受注契約とは、請負者の代理人として契約する取引であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	553 百万円
営業取引(支出分)	4,142 百万円
営業取引以外の取引(収入分)	232 百万円
営業取引以外の取引(支出分)	2 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	101,261株	135,003株	21,630株	214,634株

(変動事由の概要)

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による増加	135,000株
单元未満株式の買取による増加	3株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	21,630株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	20 百万円
賞与引当金	158 百万円
退職給付引当金	287 百万円
未払費用	25 百万円
その他	69 百万円
繰延税金資産小計	561 百万円
評価性引当額	△15 百万円
繰延税金資産合計	545 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△407 百万円
その他有価証券評価差額金	△173 百万円
繰延税金負債合計	△581 百万円
繰延税金負債純額	△36 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	名称	議決権の数		当社と 関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		所有 割合	被所有 割合					
連結子会社	八洲産機システム(株)	100.0%	－%	産機製品等の 仕入 債務保証 資金の貸付	仕入債務に対 する債務保証	3,436百万円	－	－
連結子会社	八洲電子 ソリューションズ(株)	100.0%	－%	電子部品等の 仕入 債務保証 資金の貸付	資金の貸付 (注) 1	1,358百万円 (注) 2	関係会社 短期貸付金	669百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金（貸付金）について市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
2. 資金の貸付にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 782円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 63円00銭 |

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社の空調・給排水衛生設備工事事業

- (2) 企業結合日

2018年4月1日

- (3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である、八洲環境エンジニアリング(株)を承継会社とした吸収分割方式です。

- (4) 結合後企業の名称

八洲環境エンジニアリング(株)

- (5) その他取引の概要に関する事項

当社は、2018年4月より、空調・給排水衛生設備工事事業を分社化し、当社の子会社である八洲環境エンジニアリング(株)に承継させ、空調工事等事業会社として特化することにより、より迅速な経営判断と最適製品やシステムの提供を実現させ、更に競争力を高めてまいります。

なお、本会社は八洲グループ内で、主に空調・換気設備機器及び冷凍・衛生設備機器などの販売、工事の設計・施工・請負及び保守・サービスをワンストップで行う会社を目指しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

会社分割

当社は、2019年2月20日開催の取締役会において、2019年4月1日付で、当社の情報・通信システム事業を当社の子会社である八洲情報システム㈱に承継させる会社分割を行うことを決議し、同日に実施しております。

1. 会社分割の目的

当社は、2019年4月より、情報・通信システム事業を分社化し、当社の子会社である八洲情報システム㈱に承継させ、同社は情報・通信システム事業に特化することにより、より迅速な経営判断と最適製品やシステムの提供を実現させ、八洲電機グループの更なる競争力の向上に努めてまいります。なお、八洲情報システム㈱は八洲電機グループ内で、主に情報・通信システム機器に関連する電気工事・電気通信工事及びそれらの附帯工事の設計・施工、情報・通信システム機器の販売及び保守・修理並びにクラウド・コンピューティング・サービスに関する事業のトータルのソリューションを提供する会社を目指してまいります。

2. 会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である、八洲情報システム㈱を承継会社とした吸収分割方式です。

3. 分割する事業の内容

主に情報・通信システム機器に関連する電気工事・電気通信工事及びそれらの附帯工事の設計・施工、情報・通信システム機器の販売及び保守・修理並びにクラウド・コンピューティング・サービスに関する事業

2019年3月期売上高：2,058百万円

4. 分割する資産、負債の項目及び金額 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	50	固定負債	27
固定資産	8		
合計	58	合計	27

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。